

ハノイにおける現地事業者と連携したプロモーションイベントの実施
仕様書

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ハノイ事務所

1. 件名

ハノイにおける現地事業者と連携したプロモーションイベントの実施

2. 本案件の背景・目的

日本政府は、日本産農林水産物・食品の有望な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを設置し、農林水産物・食品の輸出拡大にむけた環境整備の取組を実施している。ジェトロハノイ事務所は、ベトナム輸出支援プラットフォームの構成員として参画するとともに、農林水産省から委託を受け、日本産食品の輸出拡大に向けた取り組みを実施している。

▽農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/>

▽同 ベトナム

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/vn/>

今般、ジェトロハノイ事務所では、ハノイにおける更なる日本食の拡大を目的に、日本産食材を用いた料理の調理法について、シェフを通じ、ToB のチャンネルで普及することを目的としたシェフ向けのプロモーションイベントを実施する。

具体的には、ハノイの日本食レストラン「Hatoyama」の協力・監修を受けつつ、受託者はレシピをまとめたガイドブックを制作。Hatoyama 社と共同でイベントを企画し、運営・実施する。

3. 委託期間 : 契約締結日～2026 年 12 月 31 日(木)

4. 業務内容

(1) 企画調整・調達・運営準備・広報

①企画調整・調達

ジェトロに相談の上、Hatoyama 社との打ち合わせに参加する。

現在、Hatoyama 社との間では 12 月 10 日（木）午後にイベントを開催する予定で調整を行っているところ、①具体的に取り扱う品目、②対象とするシェフやイベントの規模感、③進め方等について、打ち合わせに同席をしながら確定していくものとする。イベントの実施場所としては Hatoyama の店舗を予定している。

具体的な品目が確定した場合には、プロモーションに用いる食材を調達すること。
なお、商品の調達においては、特定個社のブランドの PR とならないよう留意すること
(例：商品分野「醤油」を選んだ場合、PR するにあっては「キッコーマン」のように個社ブランド名を前面に出すことはしない)。

選定に当たっては、以下を条件とする。

(ア) 日本産の食品であること、

(イ) ベトナムへの輸入実績があり入手可能であること、またはベトナムへの輸入予定があり今後入手可能となる見込みであること(評判がよかった場合にシェフが購入可能なこと)

②運営準備・広報

企画の詳細が固まったら事業実施に向け準備を行うこと。Hatoyama 社が試作を行う場合にはこれに協力し、また、当日、シェフ向けに配布する調理法等についてレシピガイドを制作する(以下、レシピガイド)。ベトナム語を主とし、日本語版も作成すること。

イベントの実施に向け、広報媒体の作成や、バックドロップの制作を進めること。これらの準備にあってはジェトロ・Hatoyama と密に連絡を取ること。これらを踏まえ、募集・広報等の材料を作成すること。

(2) 当日の運営

①会場の運営

当日の来場者の受付を行いイベントの運営を行う。

イベントの運営にあってはHatoyama社と密に連携し、必要に応じて役割分担を行うこと。

②アンケート聴取

ジェトロと事前に協議の上で設定したアンケートの聴取を行うこと。

(3) 成果のとりまとめ

アンケート結果に基づき、報告書を取りまとめる。

予定期限：2026年12月18日(金)(予定)

5. 納品物

以下の内容について納品すること

- ① 業務完了報告（PDF）
- ② アンケート結果報告（Word および PDF 形式）
- ③ アンケート原票
- ④ レシピガイド（PDF および AI 形式） ※日本語とベトナム語両方

6. 留意事項

(1) 実施体制

- ・実施にあつては責任者を配置するとともに、履行体制図を提出すること。
調査に伴うヒアリング等は必ず履行体制図に含まれるメンバーが行うこと。
- ・仕様書に定めのない事項については必要に応じてジェトロ担当者に判断を求めること。

(2) 再委託の原則禁止

仕様書記載の業務の全部または主たる部分を自社で実施できることを前提とする。業務の一部を第三者へ再委託をする場合、上記履行体制図にて明記するとともに、ジェトロへ再委託先・金額・履行体制などを申告し、了承を得ること。

(3) 著作権等

納品された成果品、委託業務に関する企画提案書や計画書、報告書等の著作権は、すべてジェトロに帰属するものとする。

また、デザインについては原則として無料素材は用いないこととするとともに、利用期間に制限のある素材・商用利用に制限のある素材は用いないこと。あわせて、写真の場合には原則として本件委託事務の過程で撮影した写真を用いること。

7. 請求・支払いについて

- (1) 一括払いとする。受託者は全ての業務完了後、「業務完了報告書」（書式は任意）を提出すること。
- (2) 受託者の業務完了報告をもとに、ジェトロは内容を検査する。受託者はジェトロの検査に合格した後、履行内容に応じて、別紙明細書に基づく精算額を請求する。ジェトロは請求書受領後 40 日以内に経費を支払う。

以上